

令和2年9月29日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための佐賀大学の活動制限指針について

1 令和2年10月1日以降の本学活動制限指針について

7月中旬より、首都圏に限らず、近隣の県、佐賀県内での感染者が増えておりましたが、最近は、新規感染者が減少傾向にあることを踏まえ、本学の活動制限指針をレベル「1」を基本として、下記のとおり対応します。

なお、各活動の詳細については、HP、メール等で周知を行いますので、必ず確認してください。

2 各活動について

【研究活動】

感染防止のため「3密」を避け、研究活動を行うことができます。濃厚接触の回避を徹底し、現場での滞在時間もなるべく減らすようにしてください。

【学内会議】

感染防止のため「3密」を避け、対面会議を行います。オンラインでの参加を推奨します。また、可能なものはメール会議又はオンライン会議とします。

【授業（講義・演習・実習）】

遠隔授業形式に加え、対面授業形式や、それらを組み合わせたハイブリッド授業形式の授業を開講します。学生の対面授業の実施（教室での定期試験の実施を含む）を許可されている科目は、感染拡大防止策（研究指導を実施する場合は、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」も参照）を徹底した上で実施します。

ただし、遠隔授業を予定していた授業を対面授業に切り替える場合は、学生の居住地等を勘案し、学生の参加が難しいときは代替措置を講じるなど配慮を行います。

【学生の課外活動】

感染防止のため「3密」を避け、感染防止策を徹底することを条件として、課外活動を許可します。

※詳細はこちらをご確認ください。

（新入生・在学生向け）新型コロナウイルス感染症対策について

⇒ 学生生活・サークル活動等について

<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/covid-19-tostudents.html>

【学生の入構】

対面による実施を許可された授業科目等の受講，課外活動，学内の施設利用，各種手続き等での入構は可能です。ただし，用務が終わったら速やかに帰宅するなど，滞在時間をできるだけ短くしてください。

なお，入構に当たっては，以下の①～④に該当する学生は入構できません。

この場合，授業等については，出席停止扱い（遠隔授業の受講は可）となりますが，学生の不利益にならないように配慮します。

① 体調不良者

かぜ症状（せき・たん・のどの痛み・だるさ），発熱（目安として37.5℃以上），味覚・嗅覚異常がある場合

② “過去8日間に①の症状があり，現在は無症状の者”で下記条件に満たない者 1) 発症後に少なくとも8日が経過している，かつ，2) 薬剤を服用していない状態で，解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過していること。

※詳細は，保健管理センターHPをご確認ください。

③ 新型コロナウイルスに感染したことが明らかになった者（感染者）や濃厚接触者に特定された者（濃厚接触者）で自宅待機期間中の者

※上記①～③に該当する者で，体調不良により授業や試験，実習などを休む場合は，所属学部教務と保健管理センターへ必ず連絡してください。

④ 海外から入国して2週間が経過していない者

【教職員】

感染拡大防止に留意し，原則，通常通りの勤務とします。ただし，可能な範囲での在宅勤務及び公共交通機関利用者の時差出勤を実施します。

3 その他

- ・上記の活動にあたっては，3密回避（換気の徹底，密集・密接を避ける），こまめな手洗い，咳エチケット等，感染予防に努めてください。
- ・通勤，通学の移動にかかる時間は可能な限り最短としてください。
- ・この指針は，感染の状況により見直します。
- ・次のことについて改めて確認し，感染リスクを避ける努力をお願いします。
 - ① 首都圏との往来は，やむを得ない場合を除き，できるだけ自粛してください。夜の街や人の多く集まる「パーティ」など，感染リスクの高い場所に行くことは控えてください。
 - ② 発熱や風邪症状の他，体がだるいなど普段と異なる体調異変がある時は，外出を控えてください。症状が続く場合は，最寄りの帰国者・接触者相談センターへ連絡してください。
 - ③ マスク着用，手洗い，3密を避けるなど基本的な感染予防の徹底を行い，食事などマスクを外さざるを得ない場合は，感染予防を意識した行動をとってください。

佐賀大学の学生・教職員としての良識ある行動が、皆さんや、皆さんの大切な方の命、健康を守ることにつながります。今後も慎重な行動を取るよう、引き続きよろしく願いいたします。

以 上